

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の 行われる日を休日とする法律の概要



趣 旨

皇室典範特例法を踏まえ、天皇の即位に際し、国民こぞって祝意を表すため、即位の日及び即位礼正殿の儀が行われる日を休日（祝日の扱い）とする。

概 要

(1) 休日とする日の特定

- ・天皇の即位（平成31年（2019年）の**5月1日**）及び即位礼正殿の儀が行われる日（平成31年（2019年）の**10月22日**）は、休日とする。
- ・この法律の規定は、皇室典範特例法第2条の規定による天皇の即位に関して適用する。

(2) 他の法令の適用

- ・上記の休日については、祝日法に規定する「国民の祝日」として、同法第3条第2項及び第3項の規定の適用があるものとする。

日	月	火	水	木	金	土
4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27
4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4
5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11

※祝日法第3条第3項

その前日及び翌日が「国民の祝日」である（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。

※10月22日は火曜日

- ・この法律により休日となる日は、他の法令における休日の規定が適用され、国、地方公共団体、銀行等が業務を行わない日となる。

(3) 法律の失効

- ・この法律は、皇室典範特例法が失効したときは、失効する。

施行日

平成30年12月14日

(参 考)
政府広報
オンライン

◇暮らしに役立つ情報◇

皇太子殿下の御即位をお祝いする今年限定の「国民の祝日」です。

～5月1日「天皇の即位の日」、10月22日「即位礼正殿の儀の行われる日」

■<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201903/1.html>

◇動 画◇

霞が関からお知らせします～今年の大連休は10連休に～
即位日等休日法と政府の対応について

■<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg18557.html>

国民の祝日に関する法律の改正及び特例等について

天皇誕生日の改正

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号。以下「皇室典範特例法」という。）附則第 10 条により、国民の祝日に関する法律が一部改正されるため、皇室典範特例法の施行の日（平成 31 年 4 月 30 日）の翌日より、天皇誕生日が 12 月 23 日から 2 月 23 日になります。

平成 31 年（2019 年）に限る休日の特例

天皇の即位の日の平成 31 年（2019 年）5 月 1 日及び即位礼正殿の儀が行われる日の平成 31 年（2019 年）10 月 22 日は、休日となります。また、これらの休日は国民の祝日扱いとなるため、平成 31 年（2019 年）4 月 30 日と 5 月 2 日も休日となります。

皇室典範特例法を踏まえ、天皇の即位に際し、国民こぞって祝意を表するため、天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成 30 年法律第 99 号）が平成 30 年 12 月 14 日に公布され、即位の日及び即位礼正殿の儀が行われる日が休日（祝日の扱い）となりました。

（施行日：平成 30 年 12 月 14 日）

これにより、平成 31 年（2019 年）4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 日間連続の休日となることで、国民生活に支障を生じることが無いよう、関係省庁が連携し、政府として万全を期していくこととしています。

平成 32 年（2020 年）に限る祝日の特例

平成 32 年（2020 年）に限り、「海の日」は 7 月 23 日に、「体育の日（スポーツの日）」は 7 月 24 日に、「山の日」は 8 月 10 日になります。

平成 32 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成 31 年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 55 号）が平成 30 年 6 月 20 日に公布され、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営に資するため、同法第一条により、「国民の祝日に関する法律」の特例が設けられました。

このため、平成 32 年（2020 年）に限り、本来 7 月の第 3 月曜日と定められている「海の日」を開会式前日の 7 月 23 日（木）に、本来 10 月の第 2 月曜日と定められている「体育の日」を開会式当日の 7 月 24 日（金）に移動させることとなりました。併せて、本来 8 月 11 日と定められている「山の日」も、平成 32 年（2020 年）に限り閉会式翌日の 8 月 10 日（月）に移動させることとなりました。

（施行日：平成 30 年 6 月 20 日）

「体育の日」から「スポーツの日」への名称改正について

平成 32 年（2020 年）以降、「体育の日」は「スポーツの日」になります。